曹洞宗南信五郡代表者

長野縣第七宗務所長　五十嵐絶聖

同所辨務　鈴木駿性

第一組長　宮坂準宗

第二組長　安部國雄

第三組長　洞派文清

第四組長　宗森俊道

第五組長　西野哲三

第六組長　洞山來應

第七組長　大屋勝道

第八組長　佐々木明惠

第九組長　青木朴堂

第十組長　篠崎悲仙

忠勇なる軍人諸君に呈す

報國禪話

誠忠

大内青巒

君に忠義を盡さねば成らぬと云ふことは、支那の聖人孔子も深切に教へて置かれ、印度の聖人釋迦如來も叮嚀に導びかれてあるが、別して我が國に在ては、皇祖皇宗の御遺訓として、恐れながら天皇陛下は、しばゝ之を我々臣民に御教訓くだされてある。

一躰、我が國の國體は世界萬國に比類の無いので、凡そ世界に有りと有らゆる國々は數限りも無く多くあらうけれども、何れの國も皆人民が前に有て其れから後に王とか天子とか云ふ御方が出來たもので、言はゞ人民仲間の内の豪傑とか又は大德な人とか云ふのが、或ひは其の人民に推し立てられて王に成たとか、或ひは其の人民を征服して王に成たとか云ふのであるから、其の王と人民との元を洗うて見れば、本々友達同

志の仲間で有たのであるが、今では據處なく彼は王と成て威張て居るに、我は斯く押し伏せられて人民と言はれて居るのであると云ふことになる、ソコて其の人民の内に更に強いもの或ひは賢いものが出來れば、先の王を押し除けて己れが王になると云ふことも多くあるので、甚だしきは佛蘭西などのやうに昔からの王樣を町の中へ引ずり出して、人民が寄り集まつて殺してしまつて、後は王なしに共和政治にしたと云ふやうなことも外國には格別珍らしく無い樣子である、支那の國などもサスガに未だ共和政治にこそ成らないけれども、堯帝から舜帝、舜帝から禹王とコレは皆其德の勝れた人を選んで其國を讓つたのであるけれども、其元が友達同志の中から選ばれたと云ふことは同じことである、其れだから其の禹王の孫でも桀王のやうな惡い王すなはち德の無い王が生れゝば、其の王を亡ぼして代つて王に成た殷の湯王があり、又其の湯王の孫にも紂王のやうな惡王が出れば、周の武王が取て之に代るといふことになり、其の周の世も衰ろへれば、秦の始皇が天子になり、其れから漢となり魏となり晉となり乃至唐宋元明と代り〳〵て、遂に今の清の天子の御先祖などは支那の人では無い、外國から攻めて來て明の天下を取たのである、斯う云ふわけて世界の國々は皆強いものとか賢こいものとか云ふのが、其の國の君になるので有るから、忠義の道といふことを說いても、ホンの一時の忠義で未來永劫いつまでも其の君に忠義を盡さねば成らぬと云ふわけては無いのである。

然るに我が國は大に彼の西洋あたりの國々や支那朝鮮などと事異り、天子の方が前に有て我々人民の方が後から出來たので、我が天皇陛下の御先祖が豪傑であらせられたから王に成らせられたと云ふのでも無く、賢いお方で有たから君に成らせられたと云ふわけでも無い、然らば何故に君に成らせられたのて有るかと云ふに、神代よりも昔の歷史の無い時代の事は知らず、我々お互ひ今日日本人と稱するものは、すべて大和民族とか天孫族とか稱するので、こと〳〵く我が天皇陛下の御先祖の御子孫が追々と別れたので、今は大凡八百萬戶以上四千八百萬人以上といふ大多數に成つたのも、其本を申せば皆天子の御家の御分家で、こと〳〵く天子の血脈の同じき皇祖皇宗の御子孫て無いものは無いのである、尤も此の八百萬戶四千八百萬人の中には、千年も昔に

逆上れば多少血脈の異つた者も無いけれども、今は皆ことゝく同化して一つに成つたのであるから多數の上から一人も他人は無いと申しても宜しいのである（尤も近頃歸化した外國人は此限りて無い）此事を委しく調べやうと思ふ人は、新撰姓氏錄のやうなものを土臺にして、能く〳〵歷史を研究して見るが宜しい。

已に皆皇祖皇宗の御子孫で都べて皇室の御分家であるとして見れば、之を約めて見れば、我が皇室は我々八百萬戶の惣本家、我が天皇陛下は我々四千八百萬人の大御先祖の御嫡流御相續といふことに成るのであるから、モ一つ約めて見れば我々と天皇陛下との間は恐れ入た事ではあるが全く親子の關係になるのである、已に親子の關係であるに依て、同じ君臣と申しながらも、西洋の國々や支那朝鮮あたりの本々友達同志の中から強い者や賢い者が君に成て、弱い者や愚な者が已むを得ず臣民にされたのとは、根本から雲泥の相違があるのである、尤も何處の國でも最初の大昔に逆上つて見れば、一時は矢張我が國のやうに親子兄弟本家分家の集まりが小さい國のやうな姿を成したことが有つたもので、之を家族制度の時代と云ふのであると申すことで有るが、其の內に追々と他國から亡ぼされたり、他の血族が多く雜つて來たりして、遂に今の諸外國のやうな者に成たのである、然るに我が國に限りては神代以來他國から亡ぼされたことも無く、又他の血族が少々は雜つても其れさへ千年以上の昔の事と成たほどの事であるから、外國に於ては昔の大昔の有樣と思ふて居る家族制度が、二千五百數十年このかた其儘に發達して今日の立憲政躰にまで成たのである、即ち家の數は八百萬戶以上、人の數は四千八百萬と多くなつても、全く一家族の大きく成たまでのものであると云ふことを忘れては成らぬのである。

サテ箇樣なわけで我々と天皇陛下との間柄は、一方から申せは親子の關係また一方から申せは其の親子が君臣と立ち別れたので有るに依て、親子の方から誠を盡せは孝行となり其れが君臣の方の側から見れは忠義といふことに成る、モ少しく委しく申せは、我々が現在の親に孝行をするばかりて無く、親の親、先祖の先祖と世々の親先祖に孝行を盡せば、其の大先祖は即ち天皇陛下の大御先祖て、天皇陛下は其の大御先祖から御代々々御嫡流御相續あらせられた御方てあるから、我々の親先祖への孝行の結局が直

に、天皇陛下への忠義になり、又これと反對に我々が眞實天皇陛下に忠義を盡せば、其れが直に己れの親先祖への孝行になる、ソコて日本の忠孝の道は忠と孝とを二つに分けて見ることは出來ぬ、忠孝不岐と申して忠義その儘が孝行、孝行その儘が忠義といふことに成る、コヽが即ち支那人などの思ひ及ばぬ所て、サスガの孔子てさへも忠と孝とが全たく別々なるものに成て孝行の教は十分であるだけれども忠義の方は到底我が國の教とするに足らぬのである、其の一例を申せば、儒教に於て親に事ふる道を說いては、三たび諫めて聽かれざれは泣て之に從がふとある、如何に親なればとて惡い事の有た時には深切にお諫め申して、再び惡い事をさせないやうにせんければならぬ、然るに一度諫めてもお聽入れが無い二たび諫めても改められない、遂に三たびまて諫めても到頭聽入れないて相變らず親が惡い事をすると云ふ場合に立至つた時には、泣て之に從がふ、惡い事と知りつゝも親一人を惡い者にしては置かぬ、己れも諸共に親と一緒に法律の罪人にても道德の罪人にても成ると云ふ覺悟がなければならぬ、去りながら已に是れ惡事てある惡事と知りつゝ之に與するのであるから泣て之に從がふとある、誠に哀しむべき事の極點であるがサテ萬々已むを得ぬ次第と諦らめぬのである、然るに儒教に於て君に事ふる道が斯る場合に立至つた時には如何に決するかと云ふに、其の方は三たび諫めて聽かれざれば去るとある、即ち君たる御方のお心得違ひの事のあつた時に、一度諫め二度諫め三度までお諫め申しても、其の君がお聽入れなさらないて、やはり惡い事をなさると云ふ時には、最早臣たるの道は是れまてゝあると決斷して、其の君に事へることを止めにして、餘處の國へ往てしまうやうにすると云ふのである、其れは其の筈、前に申した通り支那の君臣の義は本々友達から成立たのてあるから、切て切られないと云ふわけて無い、甚だしきは昨日の敵に今日は君とし事へて居るやうな事もあるのであるから、三度までも諫めても聽入れられない程の事てあつたならば、お暇乞して 餘處へ往くと云ふも御尤の次第てある、然るに我が國に在ては其うは出來ぬ、是非ともに君に事ふる心も親に事ふる心も一つ心で、どちらも同じく萬一の時には三たび諫めて聽かれざれば泣いて之に從がふと云ふことに成らねばならぬ、其れが即ち忠孝不岐の大道て、我が國の國體が萬國に比類

ないと同時に、我が國の道德が世界に比類なき忠孝を以て目的標準と成さねばならぬ所以てある、然るに近頃西洋の學問が追々我が國に弘まるに就ては、此の道德の標準目的も皆ことゝく西洋流にせねばならぬやうに言ふ人が多く成て來て、忠孝などと云ふやうな世界に例のないことを以て道德の標準とすることは廢めなければ成らぬ、凡そ道德の標準と云ふものは、英國の何と云ふ學者は斯う云ふたとか、獨逸の某博士は斯う云ふたとか、色々の說を傳へて來て甚だしきは敎育勅語を撤回して欲しいなどゝまで言ふものがあるが、是等は畢竟外國の學問ばかり何程しても、我が國の國體國情を少しも心得ない、言はゞ日本生れの外國人といふ連中であるに依て、斯る恐れ入た不埒なことを言ふものであるが、我々眞正の日本人たる者は獨逸の誰が何と言はふとも、英國の誰が何樣なことを申さうとも、外の事ならイザ知らず、此の道德の標準目的といふ一段に至りては、其のやうな外國人の言ふことなどを聽くべき義務は無い、我々は何處までも皇祖皇宗の遺訓たる天皇陛下の仰せを信奉するより外に餘念は無い、然るに陛下は何と仰せられた、明治十五年十二月に幼學綱要を下された時のお勅語には、

「歐米各國も亦修身の學ありと雖も之を本朝に採用する未だ其の要を得ず」

と確かに仰せ下されてある、外の事には「世界に智識を求め」とも仰せられて、實際萬國の長處を御採用あらせられながら、此の一事に至りては確かに箇樣に仰せられ、更に二十三年に至りては、

「克く忠に克く孝に億兆心を一にして世々厥の美を濟せるは是れ我が國體の精華にして敎育の淵源亦實に此に存す」

と明らかに御示し下されてある、若しも萬國に例が無いからと云ふならば、一系萬世二千五百年百二十餘代他姓を雜えずに、上古の家族制度を其儘に八百萬戶四千八百萬人の一大帝國と成て、遂に立憲政治を行なふまでに至つた國が、世界廣しと雖も二つと其の例が何處にあるぞ、他に例がないと云ふて此國體を如何にする、已に國體が違ふに依て國情が違ふ、國情が違ふに依て國民の道德の標準が違ふ、尤も其れが外國との變際の上に差支てもあるとか、富國强兵の術に於て妨げになるとか云ふ譯てもある

なら、更に考がへて見ねばならぬといふことも有るかは知らんが、此の世界に比類なき一系萬世の皇室を中心として今の世界に行はれて居る立憲政治を行なふことが出來ると同樣に、此の忠孝の標準に據て而して世界の種々なる倫理道德の敎を差支への無い限り參考とするは勿論、都べての事に應用して實踐躬行するに何の妨げが有らうぞ、然るに動もすれば本と末とを顚倒して、外國の說を本に立てゝ我が國體の精華敎育の淵源を擾さうとする者の多いは誠に痛歎の至りである、天皇陛下は夙に此事を御歎きなされて、

「方今學者多端本末を誤まる者鮮かならず」

と彼の十五年の勅語に仰せられてある、肝に銘じて聖旨の在る所を感戴せんければならぬ次第である。

サテ此の道は、我が國に自然に具はつた道で有て、誰敎ふると云ふことも無く、神代の昔から傳はつたので有るが、追々と世が末になり家が殖え人が增すに從がつて、自然の成行にばかり任せて置いては段々其の道に背く者も多くなるに依て、儒書の中庸に言ふてある如く、道を修むる之を敎と謂ふ、即ち其の忠孝の道を踐み誤まらないやうに導びいて往く所の敎といふものが無ければならぬことになる、然るに我が國には昔から其の道は自然に具はつて有てもあるから、今より千三百五六十年前、聖德 皇 太子が始めて支那と交通の路を開かれ、我が國の政治法律學問技藝その他百般の事を支那から御採用なさる時に當りて、儒敎すなはち孔子の敎も佛敎すなはち釋尊の敎も皆ことごく御取調べに成た樣子であるが、其の中に孔子の敎は國王大臣が天下の政治を執り民百姓を治めて往く所の心得としては誠に結構であるに依て、其の方の側には儒敎を御採用なされたけれども、如何にせん忠孝の道に對しては忠孝不岐といふわけに往かないのみならず、甚だしきは君を弑したことを辯護して一夫の紂を誅するを聞くなどと云ふた例さへあるほどの事で有て見れば、之を直に日本の道德の敎とするわけには往かなかつたのである、然るに佛敎の方は本々其の目的とする所は出離解脫といふことに在るので、世の中の事に關係ないやうなもので有るけれども、同じ佛敎の中にも大乘といふ方の敎に至りて

は、俗諦世間の教として道德倫理の說が具はつて在り、殊に忠孝の道に於ては二つの間に少しも優劣なく、親に事ふる道も君に事ふる道も共に此上なく重きことに說いてあるのであるから、却つて道德の助けには此の佛教の方を採用せられ、儒教の方は政治の助けに採用し、サテ又我が國の神を祭る法は古來の仕來りに任せて之を神道と名け、即ち神道と佛道と儒道と三道ともに並べ用ゐて、其の目的とする所は三道みな別々の受持があり、言はゝ分業分擔して而して互ひに相助けて國を護ると云ふことに定められた者である。

然らば其の佛教に於ては如何樣に教へるかと云ふに、釋尊のお說きなされた一切經と申すのが八萬四千の法門だの、五千四十八卷の經文だのと大層な數多いことであるが、其の中に「大乘本生心地觀經」と申す經文が八卷ある、其の中が八段に分れて居て、第二段目が報恩品と名けられてある、其の一段だけが全たく佛教の上から起る所の道德を教へられたので、吾々お互ひが人間として勤むべき所の道は說き盡されてある、然るに此の吾々が人間として勤むべき所の道德といふことに就ては、西洋の學者たちなどには種々樣々な議論があつて、人間が何の爲めに道德を守らねばならぬかと云ふ問題すなはち道德の標準とか目的とか云ふことに就て、色々と込入た說もあるさうであるが、餘所のことは且らく置き我が佛教の上に於ては、都べての道德を只報恩の二字すなはち御恩報謝の外は無いと教へられたのてある、コゝて今都べての道德と申したのは、只吾々が一通りの人間として勤むべき道德ばかりでは無く、吾々が佛教の信者として即ち成佛得道を目的とする上から申しても、やはり報恩の外は無いのてあるから、ワザと都べての道德と申したのてある、其の事を釋尊は「心地觀經」に、

「我今汝等が爲めに分別して世間と出世間との有恩の處を演說せん」

と仰せられた、此の中の出世間と仰せられた方は全たく吾々が佛弟子として成佛得道を願ふ上に就てのこと、又世間と仰せられたのは敢て吾々が佛弟子として成佛得道を願ふと願はないとに拘はらず、一般の人間として世間並に守らねば成らぬことてあるから、殊更に世間と仰せられたのてある、然らば其の有恩の處と仰せられた即ち吾々が恩を知り德に報ひねばならぬ處は如何なる處かと云ふに、

「世出世の恩に、其の四種あり、一には父母の恩、二には衆生の恩、三には國王の恩、四には三寶の恩、是の如き四恩は一切衆生平等に荷負せり」

と仰せられた、此の四つの恩德の中で三寶の恩といふ一つだけが謂ゆる出世間の恩で、吾々が成佛得道を目的とする上から起るのであるが、其外の三の恩すなはち父母の恩と衆生の恩と國王の恩とは全たく世間に於て誰彼の論なく皆報謝せねばならぬ所の恩德である、その中で、即ち其の國王恩を御報謝申し上るのが忠義の道である。

そこで、お經の中に、

「其の國界に於て山川大地、盡大海際まで、國王一人に屬し福德一切衆生に勝過するが故に是の大聖王正法を以て化して能く衆生をして悉く皆安樂ならしむ、譬へば世間一切の殿堂は柱を根本と爲すが如く、人民の豐樂は王を根本と爲す、譬へば長者の唯一子のみありて愛念すること比なく憐愍饒益して常に安樂を與へ晝夜に捨てざるが如く、國の大聖王も亦た復た是の如く、等しく群生に示すこと同一子の如く擁護の心晝夜に捨つること無し」

と仰せられてある、先づ最初に其の國の有らゆる土地すなはち海も山も皆國王の御所有てあるに依て、其の國に住む所の人民は譬へば如何なる家屋の建築でも皆柱を本にしてあるやうに、誰も彼も皆國王を本にせんければ一日も安々と世を送ることが出來ぬどといふことを示され、次には其の國王たる御方が人民を憐れまされる樣子をお說きなされて、譬へて見やうならば此に一人の大福長者が有て唯た一人の子があるのを、蝶よ花よと可愛がること實に他に比べやうが無いほどて、何事も皆その子のためになるやうにと常に安樂を與へて晝夜捨てず、寢ても起きても忘れる暇の無いやうなわけて、一國の君たる御方も其の通り、多くの人民を唯一人の御子のやうに思し召され擁護とお守り下さるゝ御心が夜も晝もお忘れなさらぬものてあるぞよと仰せられ、更に國王の十德といふことを說かせられてあるが、長くなるに依て講釋はお預かりとして置きますが、其の本文だけを擧げて見れば、

一には能照と名く、智慧の眼を以て世間を照すが故に、二には莊嚴と名く、大福智を以て國を莊嚴するが故に、三には與樂と名く、大安樂を以て人民に與ふるが故に、

四には伏恐と名く、一切怨敵自然に伏するが故に、五には離怖と名く、能く八難を却ぞけ恐怖を離れしむるが故に、六には任賢と名く、諸の賢人を集めて國事を評せしむるが故に、七には法本と名く、萬姓の安住することは國王に依るが故に、八には持世と名く天の王法を以て世間を持つが故に、九には業主と名く、善惡の諸業みな國王に屬するが故に、十には人主と名く、一切人民は王を主と爲すが故に、是の如く十通りの勝れたる御德を具へさせられて御座る御方のことであるから、若し人民ありて能く善心を以て、敬しんで仁王を輔け尊とみ重んずること佛の如くにすれば是の人は現世安穩豐樂にして願ひ求むる所あれば心に彌たざることなし、所以は何といふに一切の國王は過去の世に於て曾つて如來の清淨禁戒を受け、常に人王となりて安穩快樂なればなり」

と箇樣に仰せられてある、コレは何れの國の王たる御方でも皆この通りのことであるが、別して我が國の天皇陛下に於せられては亦た一段と格別のわけて、前に申した通り、今日こそ八百萬戸四千八百萬人といふやうな大層な數になつたけれども、其の本はといへば皆ことごとく皇室の御分家筋でない者はなく、皇祖皇宗の御子孫でない者は無い、表から見れば君臣であるけれども內裏から申せば一家親子の關係であるのだから、天皇陛下から我々を御覽下さるにも、全たく御先祖の御代理として其の御子孫をお愛し下さる御心持であらせられるに依て、何事を仰せ下さるにも必らず皇祖皇宗からの仰せ出されである、一例を申せば先年帝國憲法を御發布あそばされた時の御勅語にも、

「皇祖皇宗の後裔に貽したまへる統治の洪範を紹述するに外ならず」

と仰せられ、又教育のお勅語にも、

「皇祖皇宗の遺訓にして子孫臣民の倶に遵守すべき所」

と仰せられたやうなわけで、都べて皆御先祖樣御代々樣の御代理としての仰せ出されである、其れ故に我々から天皇陛下を見上げたてまつるにも、外國の臣民たる人たちが其の國々の國王や大統領を見るのとは大に違ふて、時の御位に居らせられる御一人を見上げるばかりでは無く、御先祖樣御代々樣の御恩德を追想したてまつるのである

から、君に對したてまつるの心が直に己れの大御先祖に對するの心となり、己れの親先祖に對するの心が直に君に對したてまつるの心となり、謂ゆる忠義の心が即ち孝行、孝行の心が即ち忠義、忠と孝とが一致して二つもの別々に見ぬのが我が國體の精華にして教育の淵源たる所の大道であるから、今この心地觀經に釋尊がお教へ下されてある國王の御恩德の上に、父母の恩德をも加へて一つにしたのが、即ち我々日本人民が我が天皇陛下に對したてまつりて、寢ても起きても御報謝申しあげねば成らぬ所の御恩德であると心得んければ成らぬ次第である。

古英雄の修養

峰玄光

大いなる流には深い源があるが如くに、古の英雄豪傑の驚天動地の大活動は、偉大なる修養によりてその基礎を築かれてある、されば、吾曹は古人の偉大なる活動を歎美するとゝもに、深くその修養の如何を研究せねばならぬ、若し此の修養の如何を探究することが無つたならば、そは未だ英雄豪傑の全面を知れるものと云ふことは出來ないのである、今左に二三の小話を掲げて、古英雄が如何に修養に努めたかを一瞥しやう。

一　楠公の壁書

楠正成公、常に心を禪學に傾け、明極楚俊禪師に從つて法を問ひ、大に得る所があつたことは、湊河の決戰前に於ける問答にても分るのであるけれども、その問答は餘

りに高尚であるから、略することとして、壁書として傳へらるゝ所のものを左に掲ぐ。

おのれの身をよく知れ、極樂を願はんよりは地獄を作るな、身を働かせば食うまし、樂を好めば苦み多し、譽を求めんより誹を厭へ、珍事にまことすくなし、酒はのめどものまるゝな、立身を思はんより恩を忘るゝな、慈悲はするとも代りをとるな、足ることを知りて及ばぬことを思ふな、人はうそ世は無常なり、忠を安んじ死を恐るゝことなかれ、一得あれば一失あり、手がらたてせんよりは氣にたがふな、ものごとに肝要を知るべし、身の爲めには身をそこなふな、きるものは寒くないほどよ、食物は腹一ぱい、おのれがいのちは主のものぞ、わたくしにすつるな、居所は風雨を防がんためのもの、書はよめるやうにかけ、金銀は溜んよりは借錢するな、ものいへば聞へるやうにいへ、舌はやはらかなる德によつて全し、齒はかたきにかへつてはやくそんず、草木は天性に任す、鳥は住食をたくはへぬ故飛行自在なり、人は名利につかはれて一生をくるしむ、すぎたることをくやむな、知らぬことを案るな、禮あつくして人の非をとがむべからず、弓鐵砲あたるが上手、かたなはきれるが重寶、學文をするは理を知るが爲めなり、懈怠のものはながく貧なり、人事をいはんよりおのれが非を知れ、俗は家職を先にして後生を次にすべし、僧は菩提を專らにして世事を次にすべし、生あるものは必ず滅す、有爲の法は皆無なり、唯一心の要をあんぜよ、世の中はかくの如きものとたんのうしておごらず、富めるをもうらやまず、貧賤をもはじからず、只心は正直にまじはり、五常を守り、內心には生者必滅會者定離のことはりを不斷、心にかけたまふべきなり。

名のために身をくるしむるは迷なり

よき名はとらでもあしき名をとる

極めて平凡なやうな敎訓であるけれども、一言一句、吾曹の針砭とするに足るものである、名譽は吾曹の重んずべきものなれども、自ら強ひて求め貪るべきものでは無い、只誠を盡す上に、自ら來るものである。

二　菊池家と大智禪師

西海の天地に義旗を翻して、幾度か賊臣の膽を寒からしめたるは、菊池の一族である、武時、大智禪師に禪を問ひ、道號を寂阿と稱し、交情頗る親密て、その子武時もまた父の志を繼ぎて、大智禪師を尊崇し、心要を究め、號を寂山と稱した、大智禪師、曾て武時に示して曰く、

一夜庭前三尺雪。寒威徹骨立人稀。
少林斷臂得髓旨。只許棄身來者知。

又、坐禪を勸めて

夫れ生死の大事を切斷することは、坐禪にすぎたる要徑なし

と云ひ、坐禪の功を說て

この三昧（三昧とは坐禪の妙旨也）の不可思議現前するときは、地水火風分散し、五根六賊昏昧なる中にも、生死の路頭においては主宰となるなり

と示し、猶その忍耐持久を奬勵して

路遙にして馬の力を知り、事久しうして人の心を知るなれば、佛道は順逆の中にて長遠の志を持つを、眞實擔當の人といふなり、生死の根本は、我を本とするなり、行道の日つもれば、吾我名利の心は、自然に生せず。

と云ひ、更に衣食住に就て

佛道を行せん在家の菩薩は、衣食住の三つ節儉すべし、驕奢名利を好むことなかれ、衣は寒暑を防ぐばかり、食は行道の命さへさゝゆれば足りぬ、住處は風雨をさるのみなるべし。

と誡められてある、武重の弟なる武茂は大智禪師の住職地たる聖護寺に發願文を捧げて曰く、

一、武茂弓箭の家にうまれて朝家につかへたてまつる身たる間、天道に應じ、正直の理をもつて家名をあげ、朝恩に浴し、身をたてんことは、三寶、（三寶とは佛、法、僧）の御ゆるされをかうふるべく候、其外、私の名聞利欲に義を忘れ、耻をか

へりみず、へつらへる當世武士の心をながくはなるべく候。

一、私欲の爲め、あるひは親疎によりて、五常の道にそむくべからず候。

一、公私出仕の外、私のまじはりに、名聞榮花を嗜み好むべからず、當世不實者のふるまひをなし、文武にはづれて、國家のつゐえたらんことをかたく停止す

（以下略之）

此は先づその重もなるものゝみてあるが、かくして菊池一族は、大智禪師によりて安慰の道を得て、華々しき勤王の働きをなしたのである。

三　北條時頼の和歌

北條時頼は我國の摸範政治家とも云ふべき程の人物である、曾て曹洞宗の高祖道元禪師を遠く、越前永平寺より鎌倉に請して、禪を問ひ、大に得る所があつた、仍て道元の道の一字を請て、自ら道崇と稱した、世に「最明寺殿敎訓百首」なるものがある、今その二三を擧げんに、

こゝろだにたゞしくなさば賤が男も
　やがてその身を世に立つるなり

角あれば物にさはりてむつかしや
　心よ心まろ〳〵にせよ

人はたゞ心ひとつを正さずは
　萬の能のある甲斐もなし

我心鏡にうつるものならは
　さてこそかけの見にくかるらめ

佛にも神にも人はなるものを
　など心をばあだにもつらん

上もなき玉を心にもちながら
　みがかんとする人のなき哉

四　山鹿素行大石良雄の修養

山鹿甚五左衛門素行はたゝに兵學山鹿流の開祖としてのみならず、今は武士道の權化の如く尊崇せられて居るが、渠は如何なる修養をなしたであらうか、渠自ら記して曰く、

我等事、幼少より壯年迄、專、程子朱子の學筋を勤、依之、其頃我等述作の書は皆程朱學の筋迄に候、中頃、老子莊子を好、玄々虛無の沙汰を存候、此時分は別て佛法を貴候て、諸五山の名知識に逢、參學悟道を樂、隱元禪師へ迄令相看候、我等不器用故に候哉、程子の學を仕候ては、持敬靜坐の工夫に陷候て、人品消默に罷成候樣に、覺候、朱子學よりは老莊禪の作法は、活達自由に候て、心性の作用、天地一枚の妙用高く相成候樣に被存候て、何事本は、自性の用所を以仕候故、滯所無之、乾坤打破仕候ても萬代不變の一理は惺々洒落たる所無疑存候。

これに依れば、渠が如何に禪學によりて得る所ありしかは、畧知ることが出來る。

次に山鹿素行の門下より出でゝ、大に天下の耳目を聳動し、今猶ほ冥々の中に感化を與へて居るは、彼の大石良雄である、良雄は禪を正眼國師に問ひ、大に發明する所があつたので、嘗て、國師より受けたる硯に題して、左の如く云つて居る。

予、嘗て盤珪和尙に參禪す、師曰く本來不生と、予會せず、今春、聊か其の趣を識ることあり、直に和尙に到て、擧す、師曰く是々、時に師の傍に一の硯を見る、師曰く、是は則ち西行法師自作の石なり、予曰く、然らず、師曰く、卽今何人か作る、予曰く、西行未だ生れざる已前、某の作る所なりと、師微笑して曰く、爾に出てたるものは須らく爾に返すべしと、以て予に贈る、予辭せず拜受して歸る。

と、渠は正眼國師提撕の下に、西行未だ生れず、天地未だ剖判れず、釋迦未だ出世せざる已前の妙味を味はうたのである。

五　正三道人の教訓

鈴木正三は三河國の産、徳川家康に從ひ、千軍萬馬の中に驅逐し、頗る名を著はしたるが、後に出家して禪に歸し、正三道人と稱し普く曹洞臨濟の高僧碩德を訪ひ心要を究めた、渠、常に二王禪を說きて武士を奬勵す、曰く、

佛道修行は佛像を手本にすべし、佛像と云ふは初心の人、如來像に眼を著て如來禪は及ぶべからす、只二王不動の像等に眼を著て二王坐禪を作すべし、先づ二王は佛法の入口、不動は佛の初と覺えたり、然れば二王は門に立ち、不動は十三佛の始に在ます、彼の機を受ずんば煩惱に負ふべし、只一頭に强き心を用るの外なし、然るに今時佛法廢れてすべてあしく成て活た機を用ふる者無し、皆死漢計り也、佛道には活漢とて活た機を用る事也、是を知らず、殊勝になり、柔和になり、沈み入り

と、なか〳〵痛快なる示してある、又、生死問題に就て曰く、

生死を知りて樂あることを、たしかに知るべし、(中略)とりわけ武士の生涯は生死をしらずはあるべからず、生死をしる時は、おのづから道有り、しらさるときは、仁義禮智もなし、武士の二字といふこと、生死の二つを知るをもつていふとの說有り(中略)されば主君の恩をかふむり、妻子をはくゝみ、身命を助りなから、此身をわがものとなし、心をゆるかにするは、僻事なり、主君の恩にて身命を助かることをよく知りて、此の身を主君のものになしてつかへよ、すなはち、我が身の安閑なるところにいたるべし、扨て身命は主君のものなれば、なにをかわがものとせんや、かやうのあさき所よりも心ふかく入りて、間斷なく守らんには、本來無一物にして、まつたく生死なきことをみるべし、武藏國太田道灌といふ人、ふかく道に入て、歌道も達者の人なり、最後に敵鎗つけて、つねの達者ならば歌よめといふ時、ことばのしたより、

かゝるときこそ命のをしからめ
かねてなき身と思ひしらずば

又、蜷川新左衞門の辭世なりといふ歌に

生れけるそのあかつきに死しぬれば
けふのゆふべは松風そふく

また、一休和尚のうたといふて、

過去よりもみらいへとほる一休み
　風ふかばふけ雨ふらばふれ

此の人々の樂はかりがたし、かやうの人もはじめは、まよひの人なれども、一たび道に入りて、つとめ行せしゆえなり

と說き、千軍萬馬の間を驅逐し、義は泰山よりも重く、身は鴻毛より輕んずべき武士たるものは、先づ生死の何物たることを深く研究して、大安樂の別天地を得ることを勸めて居る。

今日、國家の干城たる軍人諸君に於ても、此等の文字を精讀し、進んで生死問題を研究し、その精神を修養せられたならば、稗益する所尠からざることは、吾曹の信じて疑はざる所である。

報國禪話了

明治四十一年十月廿八日　印刷
明治四十一年十月廿一日　發行

編輯人　峯玄光

發行兼印刷人　今村延雄
東京市芝區露月町十八番地

印刷所　株式會社秀英舍
東京市京橋區西紺屋町廿六七番地

發行所　鴻盟社
東京市芝區露月町十八番地
電話新橋三千廿七番
振替口座貳九七九

不許複製

258
897

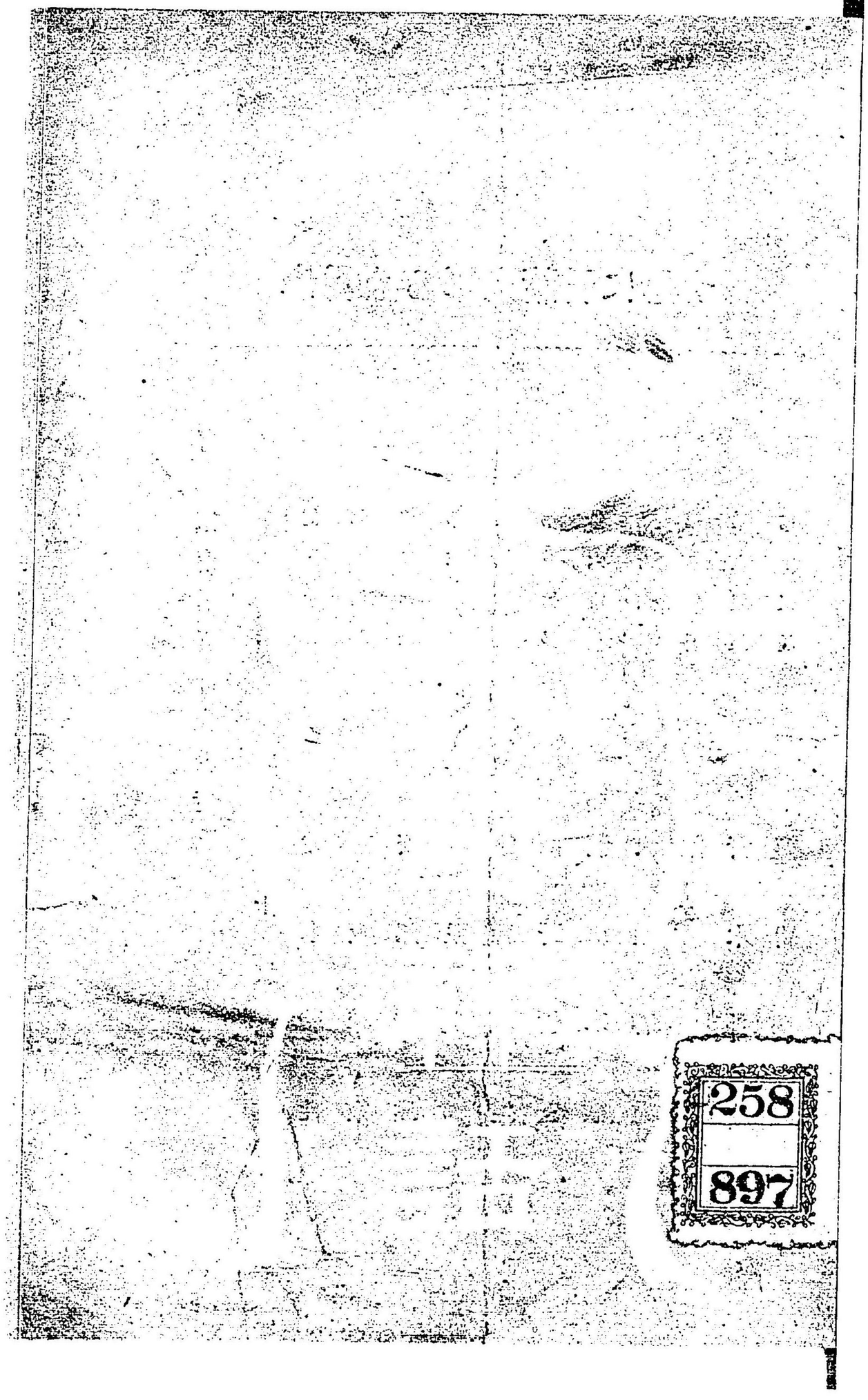
258
897

019836-000-0

特16-179

報国禅話

大内　青巒／著

M41. 10

ABG-0665